

道路交通法が改正されました

6月1日より、危険な運転行為を繰り返す自転車の運転者には、交通違反切符を交付し、安全講習の受講が義務づけられました。子どもでも14歳以上は対象となります。

危険な運転行為とは、たとえば「信号無視」「一時不停止」「遮断踏切立ち入り」「酒酔い運転」などの下表14項目の違反をさします。これらの違反を3年以内に2回以上繰り返す自転車利用者に講習の受講を義務づけ、未受講者は5万円以下の罰金刑が適用されます。（※6月1日以降の違反行為が対象となります。）

◆自転車運転者講習の対象となる危険行為

①	信号の指示を無視すること
②	道路標識などで通行禁止されている場所を通ること
③	歩道を徐行せずに通ること
④	自転車専用レーンの枠外を通ること
⑤	歩道がない道で歩行者の通行を妨げること
⑥	閉じようとしている、または、閉じている踏切内への立ち入り
⑦	交差点で優先されている車両の通行を妨げることなど
⑧	交差点で車両の通行を妨げるように右折することなど
⑨	右回り通行が指定されている交差点で流れに逆らうなど
⑩	一時停止の指定がある場所で止まらないことなど
⑪	歩道で歩行者の通行を妨げること
⑫	ブレーキがきかない、または、壊れた自転車の運転
⑬	お酒を飲んでの自転車運転
⑭	前方不注意などのさまざまな行為



問合せ先 圃都市防災グループ ☎52-1111（内線284）

碧南警察署からのお知らせ

8月1日(土)～10日(月)は、夏の安全なまちづくり県民運動です

「犯罪にあわない」「犯罪をおこさせない」「犯罪を見逃さない」の3N(ない)をスローガンにした県民総ぐるみ運動を展開し、県民の防犯意識の高揚を図り、犯罪の減少をめざします。

犯罪のない安全で住みよい地域社会をつくるには、「自分の身は自分で守る」「犯罪のおきにくい地域社会を自分たちの力でつくる」という気持ち大切です。この運動の機会に、もう一度、自分の身のまわりの防犯について考え、家庭や地域で話し合ってみましょう。

＜運動重点＞ ①住宅を対象とした侵入盗の防止 ②子どもと女性の犯罪被害防止
③自動車盗の防止 ④特殊詐欺の被害防止



問合せ先 碧南警察署 地域課 ☎46-0110